

第六編 罰 則

第二三八条 偽りその他不正の行為により、[第百二十条](#)第一項第三号（確定所得申告に係る所得税額）（[第百六十六条](#)（非居住者に対する準用）において準用する場合を含む。）に規定する所得税の額（[第九十五条](#)（外国税額控除）の規定により控除をされるべき金額がある場合には、同号の規定による計算を同条の規定を適用しなかった所得税の額）若しくは[第一百七十二条](#)第一項第一号若しくは第二項第一号（給与等につき源泉徴収を受けない場合の申告）に規定する所得税の額につき所得税を免れ、又は[第百四十二条](#)第二項（純損失の繰戻しによる還付）（[第百六十六条](#)において準用する場合を含む。）の規定による所得税の還付を受けた者は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。